
出席議員（18名）

1番	平間幸弘	君	2番	桜場政行	君
3番	吉田和夫	君	4番	秋本好則	君
5番	斎藤義勝	君	6番	平間奈緒美	君
7番	佐々木裕子	君	8番	高橋たい子	君
9番	安部俊三	君	10番	佐々木守	君
11番	広沢真	君	12番	有賀光子	君
13番	水戸義裕	君	14番	舟山彰	君
15番	白内恵美子	君	16番	我妻弘国	君
17番	星吉郎	君	18番	加藤克明	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口茂	君
会計管理者	笠松洋二	君
総務課長	水戸敏見	君
まちづくり政策課長	平間忠一	君
財政課長	武山昭彦	君
税務課長	関場孝夫	君
町民環境課長	鎌田和夫	君
健康推進課長	宮城利郎	君
福祉課長	鈴木仁	君
子ども家庭課長	長谷川敏	君
農政課長併 農業委員会事務局長	大場勝郎	君
商工観光課長	斎藤英泰	君

都市建設課長	加藤秀典君
上下水道課長	平間広道君
槻木事務所長	半沢美智子君
危機管理監	小玉敏君
地域再生対策監	相原光男君
公共工事検査監	桑島康明君
税収納対策監	奥山秀一君
公共施設管理監	畑山義彦君

教育委員会部局

教育長	船迫邦則君
教育総務課長	伊藤良昭君
生涯学習課長	相原健一君

その他の部局

代表監査委員	中山政喜君
--------	-------

事務局職員出席者

議会事務局長	平間雅博
主任主査	太田健博

議事日程（第4号）

平成27年3月12日（木曜日） 午前9時30分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第64号 柴田町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例
- 第 3 議案第65号 柴田町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- 第 4 議案第66号 柴田町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第67号 柴田町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第68号 柴田町農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第69号 柴田町体育施設条例の一部を改正する条例

- 第 8 議案第 7 0 号 平成 2 6 年度柴田町一般会計補正予算
 - 第 9 議案第 7 1 号 平成 2 6 年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算
 - 第 1 0 議案第 7 2 号 平成 2 6 年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算
 - 第 1 1 議案第 7 3 号 平成 2 6 年度柴田町介護保険特別会計補正予算
 - 第 1 2 議案第 7 4 号 平成 2 6 年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算
 - 第 1 3 議案第 7 5 号 平成 2 6 年度柴田町水道事業会計補正予算
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長（加藤克明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（加藤克明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において5番齋藤義勝君、6番平間奈緒美さんを指名いたします。

日程第2 議案第64号 柴田町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例

日程第3 議案第65号 柴田町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

○議長（加藤克明君） 日程第2、議案第64号柴田町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例、日程第3、議案第65号柴田町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、以上2件を一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました議案第64号柴田町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例、議案第65号柴田町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例についての提案理由を申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、介護保険法の一部が改正され、これまで厚生労働省令で定められていた地域包括支援センターにおける包括的支援業務に関する基準、指定介護予防支援事業者の指定、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援に関する基準については、各地方自治体において定めることとなったことから、今回2本の条例を制定するものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） それでは、議案第64号、議案第65号の2本について説明をいたします。

先に、条例制定についての概要を申し上げます。

ただいま提案理由でも申し上げましたが、今回の条例制定は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において、介護保険法が一部改正されたことに伴い、従来、厚生労働省令で定めることとしていた基準について、町の条例で定めることになったものです。

議案書の37ページをお開きください。

議案第64号柴田町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例であります。

条文説明の前に、概要について資料においてご説明いたします。

議案第64号、第65号関係資料です。

1ページをごらんください。

2番にあります包括的支援事業とは、①から④であります。

2ページをごらんください。

4番にあります条例制定に当たっての考え方であります。介護保険法では、条例制定に当たり2つの基準を定めています。従うべき基準と参酌すべき基準です。一番下に箱で示しております従うべき基準は、第4条となります。参酌すべき基準は、第1条、2条、3条、5条となります。本町では、現在、包括的支援事業に関して、現在の省令に定める基準に従い適切な運営がなされていることから、基本的には省令に定める基準に従い条例を定めております。

以上で資料による説明を終わりました、議案書に入ります。

議案書37ページをごらんください。

第1条では趣旨を述べています。

第2条では、用語の定義を定めています。

第3条では、事業を行う上での基本方針となります。

第4条では、職員に係る基準及び職員数を定めています。第4条は、国の従うべき基準に基づき定めたものであり、第1項は、一つのセンターが担当する区域における被保険者数をおおむね3,000人以上6,000人未満とし、従事する職員に各専門職を置くことと、員数を定めたものとなります。

第2項は、市町村の条件により特定生活圏域にセンターを設置することが必要となる場合の基準を定めております。

第5条では、運営上の留意すべきことについて定めております。

附則です。施行期日になります。この条例は、平成27年4月1日から施行するものであります。

次に、39ページになります。

議案第65号柴田町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例です。

条文説明の前に、概要について資料においてご説明をいたします。議案第64号、第65号関係資料です。

3ページをごらんください。

2番にある指定介護予防支援事業者とは、要支援と認定された方への介護予防サービス計画を作成する事業者をいいます。現在、本町には、町指定としまして、柴田町地域包括支援センターと槻木地域包括支援センターがあります。

4ページをごらんください。

4番にある条例制定に当たっての考え方であります。介護保険法では、条例制定に当たり2つの基準を定めております。従うべき基準と参酌すべき基準です。本町では、現在、介護予防支援事業に関して、現在の省令に定める基準に従い適切な運営がなされていることから、基本的には省令で定める基準に従い条例を定めております。

独自基準としまして、2点あります。5ページをごらんください。

1点目です。暴力団の排除です。本町では、「柴田町暴力団排除条例」において、暴力団排除に関しての町の責務を示していることに鑑みまして、申請できる法人の要件に暴力団の排除

規定を追加しております。条例は第2条となります。

2点目です。記録の整備です。不適正な介護給付費の支給を受けた場合、町は返還請求することができます。その返還請求権については、地方自治法の規定により5年間と定められています。しかし、現行の基準では、記録の保存は2年間と定められており、事業所に記録がないことで返還額の確定ができない場合が想定されることから、保存期間を5年間とするものがあります。条例は第30条となります。

以上で資料による説明を終わりました、議案書に入ります。

議案書39ページをごらんください。

条文が多岐にわたっておりますので、要点のみの説明とさせていただきますことをご了承いただきたいと思います。

第1章総則は、趣旨と事業者の指定基準を規定しております。

40ページをごらんください。

第2条では、指定介護予防支援事業の指定を受けることができる者と定めております。暴力団排除の独自基準を追加しております。

第2章は、高齢者が居宅において生活が営めるための事業の基本方針を規定しています。

41ページをごらんください。

第3章は、事業の人員に関する基準を規定しています。

第4章は、事業に関する運営基準を規定しています。

第6条では、サービス提供に関しての利用者の希望や同意、理解を図ることを定めています。

42ページです。

第7条では、正当な理由なく提供を拒否してはならないことを定めております。

43ページです。

第10条では、要支援認定の申請に係る援助を定めております。

45ページです。

第19条では、職員の職種、員数、職務内容等の運営規程を定めております。

46ページです。

第24条では、利用者及び家族の秘密保持を定めております。

第26条では、サービス事業者等からの利益收受の禁止を定めております。

48ページをごらんください。

第28条では、事故発生時の速やかな対応を定めております。

第30条では、記録の整備を定めております。保存期間の独自基準を追加しております。

第5章は、効果的な支援方法に関する基準を規定しています。

49ページです。

第31条では、医療サービスとの連携を定めています。

53ページになります。

第33条では、予防効果に関しての留意点を定めています。

54ページです。

第6章は、基準該当介護予防支援の事業基準を規定しています。

附則です。施行期日になります。この条例は、平成27年4月1日から施行するものであります。

以上、2本の条例についての詳細説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（加藤克明君） **これより質疑に入ります。質疑は一括といたします。なお、質疑に当たっては、議案名を示して行ってください。質疑ありませんか。**

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） **質疑なしと認めます。**

これより討論に入ります。議案名を示して行ってください。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） **討論なしと認めます。**

これより、議案第64号柴田町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） **起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。**

これより、議案第65号柴田町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） **起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。**

日程第4 議案第66号 柴田町介護保険条例の一部を改正する条例

○議長（加藤克明君） 日程第4、議案第66号柴田町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第66号柴田町介護保険条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

介護保険事業は、3年の事業計画期間を定め運用しており、事業計画期間ごとに介護保険料を定めることとなっています。平成27年度から平成29年度までの第6期介護保険事業計画に基づく介護給付費の見込み等から、新たな介護保険料を定めるとともに、所得状況等に応じた細かな所得段階とするため、保険料率の算定に関する基準を現行の標準6段階を細分化し、標準9段階とするものです。

また、介護保険法の改正により実施することとされている介護予防に係る地域支援事業の開始時期についても定めるものです。

詳細につきましては担当課長が説明しますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 議案書55ページになります。

議案第66号柴田町介護保険条例の一部を改正する条例です。

第2条保険料率の改正になります。改正前、平成24年度から平成26年度までを平成27年度から平成29年度までと改正いたします。

第1号に掲げる者2万6,400円を2万9,400円に、第2号に掲げる者2万6,400円を4万4,100円に、第3号に掲げる者3万9,600円を4万4,100円に、第4号に掲げる者5万2,800円を5万2,920円に、第5号に掲げる者6万6,000円を5万8,800円に、第6号に掲げる者7万9,200円を7万560円に、第7号から第9号につきましては、介護保険法施行令の改正により新たに追加されたものであり、本町においても国の標準区分どおり追加するものであります。第7号に掲げる者7万6,440円に、第8号に掲げる者8万8,200円に、第9号に掲げる者9万9,960円にそれぞれ改正するものであります。

56ページになります。

第4条です。文言の整理及び施行令の改正に伴い、引用している号番号等の追加であります。

附則第8条です。介護保険法改正により、新たな地域支援事業が追加されました。法では、実施時期を平成27年4月1日と定めていますが、実施しない場合は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第14条におきまして経過措置が規定され、条例で定めることとされておるところでございます。

57ページです。

第1項は、介護予防・日常生活支援総合事業です。当事業は、訪問介護予防サービス、通所介護予防サービスが、新しい介護予防・日常生活支援総合事業となるものですが、地域の実情に合わせた柔軟な取り組みが必要なことから、実施時期を平成29年4月1日とするものであります。

第2項は、在宅医療介護の連携の推進事業です。当事業は、高齢者が疾病を抱えても、住みなれた地域で暮らすことができるよう、退院支援、療養支援、在宅医療と介護のサービスの連携を図る事業であります。連携体制を構築するには時間を要することから、実施時期を平成30年4月1日とするものであります。

附則です。第1項施行期日。この条例は、平成27年4月1日から施行する。

第2項経過措置であります。改正後の柴田町介護保険条例第2条の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものであります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（加藤克明君） **これより質疑に入ります。**質疑ありませんか。11番広沢真君。

○11番（広沢 真君） 新たな要介護というか保険料の段階が3つふえています。それで、あと保険料の負担も大幅に変わっているんですが、これまでの6段階から9段階までふえたことによって、どの段階の方々がどの段階に移るのかということと、それから、その中で、最も保険料の負担がふえる段階というのはどこになるのかということをもっと伺いたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 現在6段階ということで、今回9段階に改正されるわけですが、けれども、低所得者層、または課税所得者層ということで分かれております。今回3段階ふえるわけですが、現在の段階を細分化いたしまして、所得に応じた区分の負担というふう

改正前第1号・第2号の方につきましては、改正後は第1号ということになっております。前回は、改正前ですが、生活保護を受給している方または世帯全員が市町村民税非課税で高齢福祉年金を受けている方が第1号となっております。また、第2号の方は、世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得また課税年金収入額80万円以下の方となっておりますが、改正後はその第1号・第2号の方を一くくりとしまして第1号に移動するというものになります。

また、新しい改正後の第2号でございますが、こちらは現在の特例第3段階となっている方が第2号に移行するものでありまして、所得要件については改正前、改正後とも同じとなっております。

第3号でございますが、こちらは所得要件等、改正前、改正後とも同じとなっております。

改正前の特例第4段階でございますが、その所得要件の方につきましては、改正後第4号ということで、基準は同様となっております。

改正前第4号、第4段階につきましては、改正後は第5号となりまして、所得要件基準は同じとなっております。

改正前の第5号につきましては、先ほど申し上げましたように、第6号と第7号に細分化されました。所得要件が、国の基準がありまして120万未満、あと120万以上190万円未満というふうに2つに分かれたものであります。

改正前第6号、第6段階でございますが、こちらも同様に細分化ということがありまして、第8段階は190万円以上290万円未満の方、第9号につきましては第9段階でございますが、290万円以上の方というふうに細分化が図られたものであります。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○11番（広沢 真君） それぞれの段階におられる方の人数、特に、新しく創設された所得が比較的高い方のおられるというか、所得が高い方が所属する段階というのはどれぐらいの人数になるのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 6段階ということからお話をさせていただきたいと思います。

6段階は、平成27年度見込み人数であります1,269名、第7号7段階ですが1,322名、第8号8段階ですが637名、第9号第9段階ですが551名となっております。

○議長（加藤克明君） 再々質問どうぞ。

○11番（広沢 真君） それで、以前の段階から比べると、負担が一番ふえる段階の方というの

ほどの段階の方なんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 改正前ですと、特例第3段階の方は年額で3万4,320円でした。改正後は第2段階となるわけですが、4万4,100円となります。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。11番広沢真君。

〔11番 広沢 真君 登壇〕

○11番（広沢 真君） 11番広沢真です。私は、議案第66号の介護保険条例の改正に反対の立場で討論したいというふうに思います。

皆さんもご存じのとおり、この間、医療・介護総合法という法律が昨年できまして、そして、年明けからは介護報酬の引き下げなどの介護に対する予算削減の動きというのが国からおりてきています。

その中で、特に対象とされているのは、要支援者向けのサービスを自治体あるいは地域に丸投げするというような形での動きというのが一番大きくなっています。今後心配なのは、要支援者などが介護を受けられなくなる、そういう心配が大きく膨らんでいるわけでありまして。実際には健康な方で、介護なんか俺は必要ないと言われる方も年齢が高くてもいらっしやと思いますが、そういう方でも介護保険料というのは必ず負担するということになります。そしてまた、実際に介護保険のサービスを受けている方も同じように負担をする。これは当たり前のことですが、そのような状況の中、介護保険料の負担感というのは、あらゆる高齢者層に大きくのしかかっています。

そして、実際の収入を見ますと、介護保険の対象となる方のほぼ全てが年金受給者であります。しかしながら、年金は支給額がどんどん下がっており、そしてまた、昨年来の消費税の増税、あるいは物価の高騰などによって、実質の年金における生活費というのはどんどん目減りしている状況であります。

そもそも今回上げられている保険料の負担の増というのは、町の努力不足ということの側面はほぼなく、むしろ国が介護保険に予算をつける国の負担をふやしたくない、あるいは減らしたいという思惑が主な部分の要因となって、それぞれの自治体の介護保険料に負担が上乗せさ

れているということだと私は考えています。

そもそもこの介護保険料の負担を少なくするためには、大もとの国の負担をもっとふやすべきである。例えば、消費税の増税の論議のときには、社会保障費をふやすために消費税を増税すると言いながら、実際には社会保障費にほとんど回っていないという実態がありますが、消費税云々は抜きにしても、国は確実な財源を確保して、社会保障費、そして介護保険の負担金にも回すべきであるというふうに私は考えています。

今度の制度改正に当たっては、私も先日議会の一般質問で取り上げ、そしてまた介護の担当の方とも意見交換をしてきましたが、柴田町の介護保険に対する対応の考え方については、新しい制度があっても機械的にそれを運用して、介護サービスを受ける人の不利益になる、そういうことにならないように、丁寧に対応したいというようなお気持ちは十分伝わってきました。その点で、私は信頼をしているということは表明しておきますが、ただ、この時期に、年金収入が減っている中、そして物価高騰、消費税の増税などあらゆる面で生活の負担がふえている中で、介護保険料の増額、引き上げというのは、間違いなく高齢者の大きな負担になります。事情をしんしゃくしながらも、明確に町民、高齢者の負担が大きくなることについては賛成できないという立場から、私はこの第66号議案について反対の立場を表明いたします。

同僚議員のご賛同をよろしく願います。

○議長（加藤克明君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。2番桜場政行君。

〔2番 桜場政行君 登壇〕

○2番（桜場政行君） 2番桜場政行です。ただいま議題となりました議案第66号柴田町介護保険条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論いたします。

この議会に提案されました柴田町介護保険条例の一部を改正する条例については、昨年6月、国の改正介護保険法の保険料負担の見直しによるものが大きく影響しているところであります。

年々高齢者は増加傾向にあり、住民の暮らしにとって介護保険制度は大きな支えになっていると言わざるを得ません。それに伴い、介護保険給付の費用は年々増大している状況にあります。これは避けることのできない現実です。

町では、介護予防及び介護給付において、保険者として、居宅サービス、施設サービスに努めております。町の第6期介護保険事業計画における保険料については、新しい地域密着型サービスなどを見込み、算定しております。これは、住民のニーズに対応した施策であると評価します。

また、保険料の軽減を図るため、介護給付費準備基金の4,200万円の取り崩しも行い、低所得者を含めた被保険者の負担調整も図っております。基準額で1カ月500円の上昇となるものでありますが、今回の改正は、ふえ続けていく高齢者とその家族を支援するためにやむを得ないものと判断いたしましたので、同僚議員の賛同をお願いいたします。

○議長（加藤克明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第66号柴田町介護保険条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

**日程第5 議案第67号 柴田町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を
改正する条例**

○議長（加藤克明君） 日程第5、議案第67号柴田町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第67号柴田町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の規定に基づく保護命令を受けた母子家庭の母子及び父子家庭の父子を新たに助成対象者に加え、適用範囲の拡大を図るためのものです。あわせて、母子及び父子並びに寡婦福祉法において、配偶者のない男子の定義が新たに追加されたことから、所要の改正を行うものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（長谷川 敏君） それでは、議案第67号柴田町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についての詳細説明を申し上げます。

ただいま提案理由でも申し上げましたが、今回の改正は、上位法の改正に伴い、配偶者から

の暴力により保護を受けた母子及び子等を助成対象者に加えること、また、配偶者のない男子の定義が定められたことから、関係条文の改正を行うものです。

議案書59ページをお開きください。

第2条第1号母子家庭の母子の定義に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条第1項で規定される、配偶者からの暴力により保護を受けた母子及び子を追加するものでございます。

同条第2号父子家庭の父子の定義ですが、母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項で配偶者のない男子が定められたこと、及び前号同様に配偶者からの暴力により保護を受けた男子及び子を追加するものでございます。

60ページです。

第7条第3項は、受給資格を喪失したときは、受給者証の返納で済むことから、「返納届を提出する」を削除するものでございます。

附則です。この条例は、公布の日から施行するものです。

以上、詳細説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（加藤克明君） **これより質疑に入ります。** 質疑ありませんか。15番白内恵美子さん。

○15番（白内恵美子君） 白内です。ここに掲げられている母子家庭、父子家庭はどのくらい今あるのか、そして、その中で配偶者のいない男子はどのくらいになっているのか伺います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（長谷川 敏君） まず、今、母子医療のほうに登録されている人数ですけれども、342世帯860人です。その中で、父子家庭、今ちょっと手元に資料がございません。あとお答えしたいと思います。済みません。

○議長（加藤克明君） 課長、後でという後ほどですか。

○子ども家庭課長（長谷川 敏君） はい。

○議長（加藤克明君） それでは、再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 数字がないと。

○議長（加藤克明君） 暫時休憩します。

午前10時06分 休憩

午前10時07分 再開

○議長（加藤克明君） **再開いたします。**

それでは、子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（長谷川 敏君） 大変失礼いたしました。父子家庭は19人でございます。世帯数は13世帯ということになります。済みません、間違いました。これは被用者のですから、19人というふうにお答えしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 確認です。13世帯19人、その世帯といった場合は親も子供も含まれますね。人数とすると。ちょっと今の数字がよくわからなかったのですが、そのことと、それから、実際にDVという、どうしても女性が受けるというふうに考えることが多いんですが、最近は男性が女性に暴力を受けてということもよく聞きます。町内でもそういうことが起きているのかどうか、把握しているのかどうか伺います。

○議長（加藤克明君） 課長、世帯とは一つになるでしょう。あと、何人というのは今度家族になるんだか、その辺ちょっと確認しながら。それから、今2点になりますか。答弁求めます。

○子ども家庭課長（長谷川 敏君） 登録者の人数19人というふうにお答えしました。そのうち3人が所得制限該当なんですけれども、実際は16人という形になります。それで、その中で、健康保険の被保険者が3人と被用者が13人ですから3世帯になるかと思えます。

○議長（加藤克明君） よろしいですか。

○子ども家庭課長（長谷川 敏君） 3世帯で16人が現在登録しているということになります。

あとDVの関係ですけれども、私のほうに、女性から男性のDVという相談は今のところございません。

○議長（加藤克明君） よろしいですか。再々質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 男性の場合、なかなか相談をできないとかということもあるかと思うのです。ですから、ここでは医療費のことではあるんですけれども、男性からのDVの相談というのも受け付けるということ、何か町でも広報するということが大切なことなんではないでしょうか。実際には、目に見えないところで起きている可能性があると思うのです。全国的には、少しずつですが問題にはなってきておりますので。

○議長（加藤克明君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（長谷川 敏君） DV、女性の訴えというか、私のほうに相談は年々ふえていくというのは事実です。男性のほうというのが、なかなか見えてこないということです。これは、こちらのほうに相談しにくいということが言えると思います。この辺の広報とかなかなか難しいんですけれども、何らかの方法で、そういうふうなこちらの相談体制が整っていると

いうことを訴えていきたいというふうに思います。

先ほどの人数、私ちょっと勘違いしました。よろしいですか、ちょっと訂正をさせていただきます。

○議長（加藤克明君） 再度どうぞ。

○子ども家庭課長（長谷川 敏君） 父子家庭の父が19人で、3人が今所得制限ということで、まず19人と捉えてください。その家庭の児童が29人でございます。大変失礼いたしました。訂正いたします。

○議長（加藤克明君） 白内さんよろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、議案第67号柴田町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第68号 柴田町農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例の一部を改正する条例

○議長（加藤克明君） 日程第6、議案第68号柴田町農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第68号柴田町農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

平成27年6月1日に県内8農業共済組合が合併し、宮城県農業共済組合連合会の権利義務を承継し、新たに宮城県内全域を区域とする宮城県農業共済組合が発足いたします。このことに

に伴い、条例で規定している農業委員推薦団体の名称を県南農業共済組合から宮城県農業共済組合に改めるものです。

詳細につきましては事務局長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。農業委員会事務局長。

○農業委員事務局長（大場勝郎君） それでは、議案第68号柴田町農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例の一部を改正する条例の詳細説明をいたします。

初めに、改正内容について説明いたします。

現在、柴田町農業委員会委員の定数は14人となっていますが、その定員の内訳としては、柴田町農業委員会委員の定数条例に基づく選挙による委員は10人、議会推薦による委員は1人で、さらに本条例ですが、柴田町農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例に基づき、みやぎ仙南農業協同組合、県南農業共済組合、柴田町土地改良区の団体推薦による委員は3人となっています。

今回の改正は、団体推薦のうち、県南農業共済組合が県内8農業共済組合の合併等により、平成27年6月1日から宮城県農業共済組合として発足することから、農業共済組合の名称変更を行うものであります。

それでは、改正条文の説明をいたします。

議案書61ページをお開きください。

柴田町農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例の一部を改正する条例です。改正前の第2号「県南農業共済組合」を、改正後は「宮城県農業共済組合」と団体の名称変更するものでございます。

附則、この条例は、平成27年6月1日から施行する。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、議案第68号柴田町農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例の一部を

改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第69号 柴田町体育施設条例の一部を改正する条例

○議長（加藤克明君） 日程第7、議案第69号柴田町体育施設条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第69号柴田町体育施設条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、平成27年3月22日に設立予定の柴田町総合型地域スポーツクラブの運営に向けて、体育館の有効活用を図るため、体育館の半面を使用する場合の使用料の額を設定するものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（相原健一君） 補足説明をいたします。

議案書63ページになります。

町長が提案理由でも述べたように、柴田町体育協会が進めている総合型地域スポーツクラブが3月22日に設立する運びとなりました。当クラブの活動拠点としては、当分の間、船岡体育館の半面を使用するということになっております。

これまで、体育館の貸し出しについては、全面のみの貸し出しというふうになってきましたが、使用実績からも半面での利用も多いために、今回、半面料金を追加して、半面での貸し出しが可能となることによって、一般利用者への影響も少なく済むために、条例の第5条で定めている別表の一部の改正を行うものであります。

それでは、議案書63ページのほうになります。

柴田町体育施設条例の一部を改正する条例になります。改正後ということで別表別記1、右側が改正前ということで別表別記2ということで、それぞれ次のページ、64ページと65ページ

になります。

左側の64ページをごらんいただきたいと思います。

ゴシック字で「全面」と「半面」という表現を追加しております。そして、さらに半面のところに料金を、全面の半額の料金を10円単位で、10円未満については切り上げというふうな形で価格を追加するものであります。

続いて、66ページをお開きください。

附則になります。施行日についてなんですが、クラブの運営の準備や会員の確保、また利用者への料金の周知も含めることから、施行日については本年7月1日から施行するというものです。

以上、説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、議案第69号柴田町体育施設条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第70号 平成26年度柴田町一般会計補正予算

○議長（加藤克明君） 日程第8、議案第70号平成26年度柴田町一般会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第70号平成26年度柴田町一般会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

補正予算の主なものは、歳出ではおおむね事業費の確定による減額補正となっておりますが、増額補正として、震災復興特別交付税で措置される（仮称）仙南クリーンセンター負担

金、スポーツ振興基金積立金などを措置して、歳入では、それらの事業や事業費確定に伴う国県支出金、町債の財源補正のほか、町民税、地方交付税の確定見込みに伴う増額と、財政調整基金戻し入れなどの補正を行っております。あわせて、人件費の補正並びに繰越明許費の追加、債務負担行為の追加及び変更、地方債の追加及び変更を行うものです。

歳入歳出それぞれ2,224万9,000円を減額し、補正後の予算総額を123億5,914万4,000円とするものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（武山昭彦君） それでは、67ページをお開きください。

議案第70号平成26年度柴田町一般会計補正予算についての詳細説明を申し上げます。

今回の補正は、ただいま町長が提案理由でも申し上げましたが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,224万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ123億5,914万4,000円とするものであります。

73ページになります。

第2表繰越明許費補正の追加8件は、当該事務事業がさまざまな諸条件により年度内に完了しない見込みとなったことから、繰越明許を行うものであります。

一番上の2款1項阿武隈急行緊急保全整備事業費等補助事業につきましては、国の補正予算として追加公共事業等の経済対策に呼応し対応した事業となり、国の補正予算債を活用することとなります。

その2段下の4款1項保健衛生費の健康推進事業の100万円は、指定寄附を受け、保健指導専用車として軽自動車を購入することとなりますが、年度内の購入・納入が無理なことから、繰り越しをお願いするものであります。

74ページになります。

第3表債務負担行為補正の追加5件、変更2件になります。これらいずれも平成27年度当初から執行予定の事務事業について、遅滞なく事業を遂行するために、平成26年度中に契約行為などを行うために債務負担行為を行うものであります。

1追加の一番上になります。PRビデオ制作業務委託料につきましては、今年4月当初から、柴田町の四季折々の自然や風景や歳時記を撮影するなど、年間を通じての撮影・録画をするための業務を委託するものになります。

2段目の観光物産交流館、船岡城址公園スロープカー及び太陽の村指定管理料につきましては、3月末に完成が見込まれます（仮称）里山ガーデンハウスの管理を含めた管理委託料になります。

変更の2件は、北船岡町営住宅3号棟建設事業費は、工事請負契約締結に伴う契約金額の変更により限度額を変更するものであります。

下段の柴田町給食センター賄材料費は、賄材料費の高騰等により限度額を変更するものであります。

75ページになります。

第4表地方債補正になります。追加2件、変更5件となります。

追加の2件につきましては、先ほど第2表の繰越明許費補正で説明をいたしましたが、阿武隈急行緊急保全整備事業費等補助事業に伴う鉄道施設総合安全対策事業費として起債するものと、教育費の学校教育施設等整備事業費として槻木小学校プール改築事業の工事費の増額に伴う起債の追加となります。

変更5件は、それぞれの事業費の額の確定により、起債の限度額の増減額を補正し、変更するものであります。

78ページになります。

これより歳入歳出の事項別明細となります。

歳入です。年度末となりますので、交付金・補助金等の額の確定と決定見込み額により補正額を計上しており、主なものの説明となりますので、ご了承いただきたいと思います。

1款町税の1項1目個人の町民税の5,196万7,000円の増のうち現年度課税分は、退職所得や給与所得の調定額の増額と滞納繰越額の決定見込み額により増額を計上するものであります。

2項固定資産税とその下の5項都市計画税の増額は、現年度課税分の調定額の増額と、滞納繰越分は決定見込み額により増額となるものであります。

次の79ページの2段目、11款地方交付税3億2,755万5,000円の増は、地方交付税の財源であります国の法人税、所得税等の伸びがあることで、普通交付税の479万5,000円の調整額が交付されたことに加えまして、震災復興特別交付税の3億2,276万円につきましては、東日本大震災により被災した沿岸部の瓦れき焼却、焼却灰の処分を仙南地域広域行政事務組合で行ったことで、その見合いとして交付を受け、歳出補正でその全額を（仮称）仙南クリーンセンター事業整備費負担金として計上し、さらには復興特区の指定により、町税の固定資産税の償却資産の課税免除分の減収分をあわせて計上するものであります。

82ページになります。

15款 2 項 3 目土木費国庫補助金の5,578万8,000円の減額は、社会資本整備総合交付金と防災・安全社会資本整備交付金の国の交付金の額の決定により、それぞれの額の確定により減額を計上するものであります。

その下の3節の公共土木施設災害復旧事業補助金は、7月の補正予算でお認めいただきました町道入間田2号線と町道葉坂8号線、19号線の災害復旧事業の事業費の額の確定により58万3,000円を計上いたします。

85ページの中段になります。

17款 2 項 1 目 1 節土地売払収入75万4,000円は、上名生字前川地内の里道、赤道の廃道敷につきまして、隣接いたします宅地の所有者にその一部を売却いたしましたものであります。

その下の18款寄附金の2目1節ふるさと応援寄附金は、寄附金申込者の増加により増額するもので、その下の6目1節衛生費寄附金は、第2表繰越明許費補正でも説明をいたしましたが、保健指導者の強化推進を目的といたしまして、保健指導の専用車として指定寄附を受け、軽自動車を購入するものであります。

このページの一番下になります。19款 1 項 2 目基金繰入金になります。財政調整基金に3億1,944万3,000円を基金に戻し入れを行います。これにより、財政調整基金の残高は11億2,986万6,787円となります。

町債管理等基金につきましては、1年間積みおろしがありませんので、当初と変わらず2億3万438円となり、財政調整基金と町債管理等基金の2つの基金の残高は13億2,989万7,225円となります。

参考までにご説明をいたしますが、平成27年度当初予算で、財政調整基金から3億1,950万3,000円の取り崩しを行い予算編成を行っておりますので、財政調整基金の残高は8億1,036万3,787円となります。町債管理等基金の残高が2億3万438円ですので、財政調整基金と町債管理等基金の2つの残高は10億1,039万4,225円となります。

87ページになります。

22款町債になります。第4表の地方債補正の説明と重複した説明となりますが、2目土木債、6目教育債、7目災害復旧事業債につきましては、事業量の確定により町債の発行額の増減をするものであります。

9目の総務債につきましては新規の記載となりますが、国の補正予算といたしまして追加公共事業等の経済対策に対応し呼応した事業となり、補正予算債を活用した事業となります。

88ページになります。

これより歳出予算の説明となります。年度末の補正予算となりますので、人件費、物件費等の不用額、燃料費、光熱水費等の料金値上げに伴う過不足額、工事請負費、委託料等の契約に伴う請差による支出見込み額の増減措置が大半となりますが、増額補正を主といたしまして主要な事項のみの説明とさせていただきます。

90ページの上段になります。

19節負担金補助及び交付金の阿武隈急行緊急保全整備事業費等の補助371万円は、国の補正予算に対応した事業となります。

94ページの中段の2目23節172万4,000円の有償貸付補助金返還金は、地域福祉センター内常盤園で運営いたしますまごころホームへの有償による貸し付けについて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律により補助金の返還が生じたことから、返還額を計上するものであります。

同じページの6目23節障害者総合支援給付費等負担金、補助金返還金1,143万9,000円につきまして、過年度、平成25年度分の障害福祉サービス費、補装具費、障害者給付費の事業実績の負担金の精算により返還金が生じ、補正額を計上するものであります。

95ページの1目15節工事請負費17万2,000円の増は、上から3行の西船迫保育所ボイラー更新工事、同じく西船迫保育所廊下非常照明取替工事、船岡保育所外壁木部塗装工事の3件につきましては工事が完了しており、その請差を計上しておりますが、その下の児童福祉施設機械警備設備工事につきましては、昨年度完成の船迫こどもセンターと三名生児童館の2つの施設の機械警備設備を新規で行うものであります。

なお、15節の工事請負費の金額の記載につきまして、工事入札執行に支障があることから金額の明示は記載しておりませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

98ページの4款1項5目18節備品購入費100万円は、第2表繰越明許費補正でも説明をいたしましたが、指定寄附を受け、保健指導者専用車として軽自動車を購入するものであります。

そのすぐ下の19節1,561万9,000円のみやぎ県南中核病院企業団負担金は、平成26年7月救命救急センターの指定を受け、機能強化による人件費等の経費の掛かり増しにより、負担金の増額を計上するものであります。

99ページの6目23節未熟児養育医療の国県負担金の返還につきましては、平成25年度事業の精算により負担金の返還をするものであります。

同じページの7目13節高齢者肺炎球菌ワクチン接種委託料173万9,000円は、定期接種化に伴

う接種率の向上に伴う費用増の措置となります。

100ページになります。

4款2項1目19節の仙南地域広域行政事務組合負担金の上の欄の2つの大河原衛生センターと仙南リサイクルセンターにつきましては、事業量の確定により負担金の増減額を精算するもので、3番目の（仮称）仙南クリーンセンターの2億1,214万円の増は歳入でも説明をいたしましたが、地方交付税で東日本大震災により被災した沿岸部の瓦れきの焼却、焼却灰の処分等を仙南地域広域行政事務組合で行ったことで、その見合いとして震災復興特別交付税を受け、歳出でその全額を（仮称）仙南クリーンセンター整備事業費負担金として計上するものであります。

104ページになります。

8款2項1目15節町道槻木169号線外19路線道路補修工事の9,916万7,000円の減となりましたが、歳入の土木費国庫補助金で説明いたしました。防災・安全社会資本整備交付金の国の交付金の額の確定により、事業の確定により減額計上するものであります。

107ページになります。

9款1項2目18節公用車購入の4万5,000円につきましては、リース契約期間の満了により、残価にてパトロール車を購入したものであります。

108ページになります。

10款1項2目15節工事請負費船岡小学校フェンス改修工事ほか上段4件につきましては、工事の完了に伴う請差を計上し、船岡小学校教室間仕切り設置工事は、特別支援学級の対象児童の増加による工事となり、その下の2件、船岡小学校特別支援管理室設置等工事と同じく電気設備工事は、児童の就学中の時間で医療行為を必要とする児童が入学することから、管理室設置等の工事に伴う電気工事等を行うものであります。

111ページになります。

10款5項2目15節工事請負費の上段、槻木生涯学習センターの給水ポンプのユニット交換工事と西住公民館の下水道切りかえ工事につきましては、工事完了に伴う請差の計上になります。

その下のFF式温風機設備取付工事につきましては、西住公民館の調理室の温風機の1台の取りかえ工事となります。

112ページになります。

10款6項1目18節現金取扱員領収印4,000円は、スポーツ振興課設置に伴う領収印を購入するものであります。

その下の25節積立金3,601万2,000円は、スポーツ振興基金に積み立てを行うもので、この積み立てよりスポーツ振興基金の残高は1億68万9,299円となります。これによる、財政調整基金を初め特定目的基金等を含めた全ての基金の総額は、15億5,813万6,715円となります。

次の113ページ、12款公債費の1目元金は財源内訳の変更と、2目の利子は利子償還額の確定により減額を計上するものであります。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（加藤克明君） ただいまから休憩いたします。

午前10時40分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（加藤克明君） 再開いたします。

休憩前に引き続き議案第70号を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、繰越明許費補正、債務負担行為補正、地方債補正を含め総括と歳入を一括といたします。歳出については、まず、1款議会費88ページから4款衛生費100ページまで、次に、6款農林水産業費100ページから12款公債費113ページまでといたします。なお、質疑に当たっては、ページ数を示して行ってください。

まず、繰越明許費補正、債務負担行為補正、地方債補正を含め総括と歳入の質疑を許します。質疑ありませんか。15番白内恵美子さん。

○15番（白内恵美子君） 白内です。73ページの繰越明許費補正、先ほどの説明でさまざまな条件によりということだったんですが、それぞれどのような状況だったのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（武山昭彦君） お答えいたします。

73ページになります。総務費につきましては、阿武隈急行緊急保全整備事業費等補助事業につきましては、これは国の経済対策に呼応したという格好で、3月の国の補正予算に対応しますので、これで国の補正予算債を使って対応するというので、これは明らかに間に合わないという格好になります。

それから、地籍調査事業につきましては、さまざまな調査事務があるんですけども、法務局等の調査事務とかがちょっとおくれまして、なかなか進まなかったということもありまして、おくられていることとなります。

それから、健康推進事業につきましては、これは先ほども説明いたしましたが、車を買ってくださいという寄附が今あったものですから、年度内に完了しないという格好になります。

それから、防災・安全社会資本整備交付金事業と道路改良事業、それから防災・安全社会資本整備事業、これは3月末までほぼ大体完了する見込みなんですけれども、安全圏を見込んでということで国の指導もありまして、このようにさせていただいているところであります。同じく、町営住宅も同じような内容になります。

それから、土木施設災害復旧事業、これもほぼ終わっていますが、そのような内容で今回繰越明許費として上げさせていただいております。3月まで極力頑張ってお完了するようにしたいと思っています。よろしくお願いたします。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。4番秋本好則君。

○4番（秋本好則君） 秋本です。79ページの14款の使用料及び手数料、土木使用料なんですけれども、住宅使用料として380万、それと滞納繰越分として343万が載っているんですけれども、この分のもうちょっと詳しい説明をお願いしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 町営住宅の使用料は、当初入居されている方を算定して、最初に調定を起すんですけれども、途中で入れかえも入ってきますので、額の変動は年度内に何度も生じます。こちらでプラスになったというのですが、手前みそになりますけれども、我がほうの職員がその徴収に力を注いだ結果、率が若干上向いたこともありまして、いずれにしても滞納繰越額にしても増額の補正をお願いしたいというところです。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○4番（秋本好則君） ちょっと確認したいことあるんですが、そうすると、滞納のほうは住宅の使用料であって、駐車場ではないということですね。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） はい、そのようになります。

○議長（加藤克明君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。3番吉田和夫君。

○3番（吉田和夫君） 確認ですけれども、まず、100ページまででよかったんですね。

○議長（加藤克明君） 87ページです。

○3番（吉田和夫君） 87ページまでですか。

- 議長（加藤克明君） 歳入ですから。
- 3番（吉田和夫君） それでは、済みません、間違いました。
- 議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（加藤克明君） これで、総括と歳入の質疑を終結いたします。

次に、歳出の質疑に入ります。

まず、88ページの議会費から100ページの衛生費に対する質疑を許します。質疑ありませんか。14番舟山彰君。

- 14番（舟山 彰君） 1点目は、91ページの真ん中よりちょっと上、15節の工事請負費マイナス1,425万1,000円、集会所トイレ改修工事、太陽光発電設備工事、この内容についてご説明願いたいと思います。

2点目は、同じ91ページの下のほうに、交通防犯対策費として、1節報酬マイナス30万円、交通指導隊員報酬、一般質問で星議員から出ていましたけれども、今回のこのマイナス30万円というのはどういう内容なのか。

最後は、95ページ、真ん中よりちょっと下の児童福祉総務費の19節負担金補助及び交付金314万3,000円で、これ保育所緊急整備事業補助って、これどういう内容なのかお聞きします。

- 議長（加藤克明君） 答弁を求めます。1点目、財政課長。
- 財政課長（武山昭彦君） 91ページになります。工事請負費1,425万1,000円の減になりますが、集会所トイレ改修工事といたしまして、富沢集会所、成田集会所、29A区集会所、3カ所の集会所のトイレの改修工事をいたしまして、3万円の減になります。それから、太陽光発電設備工事といたしまして1,422万1,000円の減になります。合わせまして1,425万1,000円の減となります。

以上、よろしく願いいたします。

- 議長（加藤克明君） 2点目につきましては、まちづくり政策課長。
- まちづくり政策課長（平間忠一君） それでは、お答えします。

交通指導隊員報酬マイナスの30万円ということですが、当初見込みの実績に対して精算をさせていただいたということです。出勤回数が予定より少なかったための減額ということです。

- 議長（加藤克明君） 3点目、子ども家庭課長。
- 子ども家庭課長（長谷川 敏君） 保育所の緊急整備事業の314万3,000円ですけれども、現在、小規模保育施設を建設中でございます。それに対する補助、前回補正予算で認めていただ

いたんですけれども、工事費が増額したということで、その分の補正ということになります。

以上です。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（舟山 彰君） 1点目の太陽光発電設備工事1,400万円ぐらいマイナスというこの内容です。どこの工事をやらなかったとか、安く済んだかということが1点目です。

あと2点目は、保育所は、小規模の事業所を新しくつくるために今やっている補助をふやすということなんですか。私、緊急というから、既存の保育所の何か直すために緊急に補助する部分だというふうに理解したもので、もう一度説明願いたいと思います。

○議長（加藤克明君） 最初に、財政課長。

○財政課長（武山昭彦君） 1件目の太陽光発電設備工事につきまして、庁舎、それから地域福祉センター、太陽の村、いずれも全て完了しております、その請差を計上しております。よろしくお願いたします。

○議長（加藤克明君） 次に、子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（長谷川 敏君） 今、工事しているのがサンシャイン青葉のところになるんですけれども、古い民家を改築しているということで、前回761万3,000円ほど支出をして補助すると。国が3分の2、町が12分の1ということの補助内容なんですけれども、その工事をやっていく段階で、いろいろもう少し増額するという内容の契約がありました。それに対して、国のほうも認めていただいて補助額が増額した。それに伴って314万3,000円の工事費に対する補助がふえたということで、今現在、間もなく完成する予定になっております。

○議長（加藤克明君） 再々質問どうぞ。

○14番（舟山 彰君） 太陽光発電、この庁舎とか太陽の村とかですか、あれは何か補助金をもらってやったという私は記憶に残っているんですが、もしもこういうふうに余ったという場合は、返さないとかだめとか、何かそういう基準とかなんかあるんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（武山昭彦君） 国からのエネルギー政策ということで補助金をもらってまして、歳入のほうでその返還をしております。82ページになります。82ページの2段目、2目の3節再生可能エネルギー等導入補助金ということで1,455万9,000円、これは国からの補助金の返還分になります。よろしくお願いたします。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。3番吉田和夫君。

○3番（吉田和夫君） 先ほど失礼いたしました。歳出の91ページ、9目消費生活相談費のとこ

ろの13節委託料8万1,000円、放射性物質の点検・校正があるわけですけれども、これは今もどれぐらいの件数があるのかと、全部適正だったのかどうか、あるいは、あと何台で検査しているのか、これが1つ。

それと、99ページの6目のところです。下の里帰り妊婦健康診査助成金があります。41万6,000円の減額になっておりますけれども、何人いたのか。

それと、13節の委託料の件なんですけれども、先ほど説明もありました。高齢者肺炎球菌ワクチン、定期化によって173万9,000円増額したということだったんですけれども、何人受けたのでしょうか。

もう一つ、3点目になるんですか、その下の下、中学3年生インフルエンザ予防接種委託料があります。これは6万4,000円の減額だったんですけれども、何人受けたのか、その人数。そして、ことしはどのような効果があったのかお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。1点目、町民環境課長。

○町民環境課長（鎌田和夫君） 91ページの消費生活相談費の放射性物質検査機器点検校正委託料ですけれども、機械は2台で行っております。2月末現在の食品の持ち込みの検査数なんですけれども、47件です。

それで、この8万1,000円の減額については、毎年、機械が正常に動くかどうか的なことを確認するために校正にかけております。その不用額というような8万1,000円の減額となります。

○議長（加藤克明君） 2点、3点は健康推進課長。

○健康推進課長（宮城利郎君） 里帰り妊婦健康診査助成金ですけれども、当初は15人ほど見ておりました。それで、回数のほうが、人数のほうで、ちょっと今手元に資料ないんですけれども、里帰りの場合は2回から14回分の健診を見ているんですけれども、実際は、里帰りされて健診する回数というのは、五、六回の女性が多いということで減額になっている状況です。

それから、高齢者肺炎球菌ワクチン接種委託料ですけれども、9月に補正をお認めいただきまして、65歳以上100歳まで、5歳刻みです。それから101歳以上というようなことで、対象者が1,791人でした。それで、これまでの実績を見て38%の接種率を見込んでおったのですが、テレビコマーシャル等でもありますように、西田敏行さんのコマーシャルもあったように、現在55%の接種率と見ているというようなことで、今回173万9,000円の補正をお願いするものです。

それから、中学3年生のインフルエンザ予防接種委託料ですけれども、これにつきましては、平成26年度は11月1日から12月いっぱい接種のほう終了しておりますけれども、対象者が354人、接種者が293人ということで、82.8%の接種率となっております。効果のほうですけれども、平成25年度が、中学3年生の罹患患者数が、システムのほうで確認したところ2人でした。それで、今回、朝確認してきたんですが、3人というような状況になっております。罹患患者です。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。9番安部俊三君。

○9番（安部俊三君） 90ページです。まちづくり推進費の19節負担金補助及び交付金のまちづくり提案制度事業補助金、当初で100万円見ていたと思うんですけれども、今回97万円減額になっています。ちょっと状況等の説明をお願いしたいというふうに思います。

それから、95ページ、児童福祉総務費の13委託料280万6,000円減額になっています。これは、当初予算で新規事業というようなことを聞いていたんですけれども、保守委託料、それと機器保守委託料とも全部そのまま減額になっていますけれども、その理由をお知らせいただければと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。1点目、まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） それでは、提案制度の概要です。平成26年度のきょう現在の実績です。意見提案1件ありました。スタートアップ提案2件ということで、前年に比べてかなり提案数が平成26年度は少なかったというようなところで、実際的にはスタートアップ、失礼しました、意見提案、そちらの方の採用が1件のみで、あと2件については不採択というような状況で、今回実績に伴いまして減額をさせていただいたというような状況です。

○議長（加藤克明君） 2点目、子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（長谷川 敏君） 委託料280万6,000円の減額なんですけれども、全額減額です。実は、システム自体は、当初独自のサーバーで入れるという予定だったんですけれども、現在、住民記録のパソコンとかサーバーが全面改正になっております。その中に新しいシステムが組み込まれているということで、そちらのほうでの負担ということになりますから、こちらのほうの私のほうの単独のサーバーは必要なくなったということで、全額の減額ということでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。4番秋本好則君。

○4番（秋本好則君） 秋本です。90ページのまちづくり推進費、ちょうど真ん中あたりなんです。事業内容、まちづくり推進センター事業として428万円の減額になっております。かなりの金額だと思います。この内容について教えていただきたい。

それと、今のところの、前のところと隣なんです。地域づくり補助金、これも300万円減になっているんですけども、この辺の詳細について教えていただきたいと思ひます。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） それでは、お答えします。

まちづくり推進センター事業428万7,000円の減額の内訳です。委託料の31万7,000円、これが減額です。それから、負担金補助及び交付金のマイナス397万円というようなところ。それが、主なまちづくり推進センター事業の減額の原因というようなところ。です。

地域づくり補助金については、42行政区の実績に基づいて、もう事業を完了している行政区等からは、実績という形で報告を受けておりますので、その実績に見合う金額を今回減額したというようなところ。です。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○4番（秋本好則君） そうすると、地域づくり補助金については、ほぼ終わったというような感じ。でよろしいんですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 今、まだ、精算が終わっているところは10ぐらいの行政区しかありません。ほとんどは今月末まで事業をやっているところもありますので、そちらのほうを見て状況を把握しているというところ。ですが、実際的には事前調査というようなところ。で確認をさせていただいた中で、今回の補正の資料をつくらせていただいたというところ。もあります。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。再々質問です。失礼しました。

○4番（秋本好則君） ちょっと聞き漏らしたところをもう一回確認したいんですけども、先ほどのまちづくり推進センター事業の中の428万円のうちの397万円の、この辺の詳細を教えてください。いただきたいと思ひます。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 397万円減額の内訳です。地域づくり補助金300万円、提案制度97万円、これがまちづくり推進センター事業費に入れております。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 次に、100ページの農林水産業費から113ページの公債費に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。14番舟山彰君。

○14番（舟山 彰君） 1件だけ。113ページ、公債費。今回、利子の分がマイナス1,983万円となっていて、地方債利子と一時借入金利子ということになってはいますが、この内容です。どうして利息を減らすことができたのか、減ったのかという内容なんです。

それで、私がお聞きしたいというのは、75ページに地方債補正、追加とか変更の償還の方法の中に、後半の部分に「ただし、融資条件又は財政の都合により据置期間及び償還年限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる」とあります。実際、柴田町として、例えば低利に借りかえるというようなことをやっていて、さっきのような、例えば、今回利子分が1,900万円ほど減るとか、そういうやり方をとっているのかというのを確認したいんですけれども。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（武山昭彦君） 113ページになります。利子の1,983万円の減であります。新たに新規に借りかえをすとか新規で起債をする事業とか、もしくは先ほど舟山議員おっしゃいましたとおりに、借りかえをするということで入札制度をとっています。ですから、前回よりも安い利息で借りかえを行っています。ということで、毎年何件か、10件近くの数を毎年借りかえやっています。

それで、臨時財政対策債ってありますけれども、あれは10年ごとに借りかえの条件をまた見直しをかけてやっています。入札をかけています。そうしますと、大きな金額、毎年6億円とかですから、10年たってもそんなに償還は減っていませんから。30年償還です。そうすると、次の年も10年後に大きなまた借りかえをするということで、利息がなるべく低くなるような入札制度を導入してやっております。

○議長（加藤克明君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。8番高橋たい子さん。

○8番（高橋たい子君） 高橋です。101ページの6款3目農業振興費の中の19節機構集積協力金320万円、これは歳入のほうでも同額をマイナスしておるんですが、この内容をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） この機構集積協力金は農地中間管理事業の関係なんですけれども、経営転換協力金ということで、当初720万円、18名分くらい見ていたんですけれども、実際3月までに手続が終わりそうな方が7人ということで、面積の段階によって30万円、50万円、70万円ということで、農業をリタイアした人に出るわけなんです。

それで、その減になった理由というのは、手続の関係で登記簿までとって申請にかかわるものですから、いろいろな契約の中で平成27年度に延びている部分があります。そういう関係で減額になったということでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○8番（高橋たい子君） そうしますと、この320万円というのは、おくられている人の分全額ということで捉えてよろしいですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 正しく言えば、全額全て一緒ではないんですけれども、ほぼそういうような金額は、大体おくられているような分が延びているということで考えてもらっていいと思います。

○議長（加藤克明君） 再々質問はよろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。15番白内恵美子さん。

○15番（白内恵美子君） 白内です。108ページの15節工事請負費、先ほどの説明で、下の段のほうの船岡小学校特別支援管理室設置等工事と電気設備工事は、医療行為が必要な児童が入学するためということだったんですが、人数は1人なんですか。実際にはどのような工事になるんですか。

それから、109ページの7節賃金、これは、小学校費の賃金で特別支援教育支援員賃金、それからその下の中学校費の賃金でも同じくありますが、これはどこの学校で何名分でしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。3点ございますけれども、教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 1点目の船岡小学校の特別支援管理室の関係です。該当者1名です。中身的には話せる程度で。病弱教室にボックス型の部屋を置きまして、そこで医療行為を行うということです。なので、極力外気といいますかクリーンな状態でそういった施術したいという要望がございましたので、それに基づきまして今回ボックスを設置しまして、それに対する電気工事をつけるという内容でございます。

賃金につきましては、この増額につきましては単価の増額でございまして、1,000円から1,100円ということで当初からわかっていたので、最終的には調整できる状態と見込んでおったんですが、フルで対応していただきましたので、今回、最終の3月に間に合う形で1,000円を1,100円ということで、単価の増額という形でこの増額という対応になっています。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 医療行為が必要な児童は、そうすると医療行為をするときだけそのエアボックスに入って、あとはほかの子供たちと一緒に授業を受けるということですか。そのエアボックスの何かイメージが湧かないので、もうちょっと詳しく説明できたらお願いします。

それから、特別支援教育支援員賃金は、それでは何名分なんでしょうか。各学校何人、そしてこの単価についてはいつからいつまでの分になるんですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 船岡小学校の医療関係につきましては、その部屋で施術を行う時間だけの活用です。それにつきましては、父兄の方が学校にいらっしゃって、そこで対応する。毎日するというお話で今回調整をさせていただきました。学校で養護教諭の方がいらっしゃるんですが、それに専属では当然かかれない。要するに、学校の全生徒に対応しなければいけないので、それに対してはどれぐらいの対応をできますかというふうなご父兄の方と相談して、最終の折衷案としまして、父兄の方がそこで、短時間で済むんですが、していただくということなので、今回、教育総務課としてはそのボックスを設置しまして、1.8メートル掛ける1.8メートルという部屋なんですけど、そういうボックス的な部屋として病弱教室のところに設置しまして、その部屋内で対応するというふうなことをさせていただくようにしました。

小学校の臨時特別支援教育支援員は8名です。中学校は3名です。なので、小学校につきましては6学校ですので2名の余剰がありますので、船岡小学校2名、東船岡小学校2名ということで対応しています。単価的には、平成26年度当初からでしたが、当初予算ではできませんでしたので、途中の段階での補正対応ということで今回させていただきました。

○議長（加藤克明君） 再々質問ございますか。再々質問になります。どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 船岡小学校のエアボックスでの医療行為について、町できちっと受ける場合というのは、保護者の協力をいただくのではなくて、本来であればきちんと町が責任を持って医療行為をできる人を雇わなくてはいけないのではないかと思います。折衷案だったのかもしれないけれども、今後はやはりそこを考えていかないと、義務教育で子供が学校に来て授業を受ける、それに対して町はその時間はしっかりと保障しなければならないと思うので

す。そこに保護者に来ていただいてというのは、それは違うんじゃないかと私は思うのですが、教育委員会としてはどのようなお考えだったのか。

それから、もう一度わからなかったのが、それでは、特別支援教育支援員の単価というのはずっと4月にさかのぼるというふうに考えていいんですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 最初の話の中では、養護教諭関係とか学校の先生方は県のほうの先生方なので、そういうことで県の教育事務所にもお話ししまして、こういう方が今回船岡小学校にいらっしゃると。

それで、済みません、お話しできなかったんですが、当然施術はするんですが、普通的な学習ができるお子さんなので、その部分だけはそこの部屋で使わせてもらって、あとは普通教室で、皆と同じように教育をするという環境のもとに学ばせたいというふうな意向がありましたので、その点につきましては、教育委員会のほうについても県と相談しまして対応したところ、当然それは不可能だという、増員はできないということなので、やむなく町のほうでも考えました。

ただ、当初的には、1名に対しての予算までは、短時間であっても採用というのはどうだろうということで最後まで考えたんですが、今回につきましては両親のご理解をいただきましたので、短時間で大変気苦労をおかけするわけなんです、そういうことで、学校との協力のもとに、今回この子供を船岡小学校のほうに受け入れようという話でまとまりまして、今後、新1年生ということなので、いろいろな子供たちの間での対応というものも逆に今度大変になってくるという部分もありましたので、それを今月でも学校に行っていただいて、説明会をしながら先生方との話し合いをして進めていく方向ですので、学校が始まって以降でも、先生方、父兄に対してのご理解をいただくよう、教育委員会並びに学校のほうでも協力していくということでの話をしてまとまって、今回このような措置をさせていただきました。

あと、次の特別支援教育支援員の賃金につきましては、単価につきましては平成26年度の事業についてですので、さかのぼってその時間に応じた単価計算とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。13番水戸義裕君。

○13番（水戸義裕君） 103ページの8款土木費13節委託料、木造住宅耐震診断助成事業、それからその下の19節スクールゾーン内危険ブロック塀等除却、それと工事助成事業補助、これの内容について教えていただきたい。

それから、スクールゾーンは毎年やっているんですけども、これまだあると思うんですけども、どれくらいあるというか、これやってくださいという状況になっての助成だと思うんですけども。

それから、次のページ、104ページの3目15節中名生2号線の900万円の減、これについてどういう内容なのかを教えてください。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。2点ありますけれども、都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） お答えいたします。

103ページ、土木総務費になります。木造住宅耐震診断助成、それからスクールゾーン内危険ブロック塀等除却、それから木造住宅耐震改修工事ということで、これそれぞれ個人から申請をいただいて仕事をしていくという中身になるんですけども、木造住宅耐震につきまして当初30件ほど予定をしておったんですけども、11件の申し込みしかありませんでしたので、19件分の減額をさせていただきたいというふうに思います。

それから、スクールゾーン内の危険ブロック塀等除却については、これは当初15件見込んで15件の実績なんですけれども、1戸当たりの工事単価が安く済んだということで減額をさせていただきたいと思います。

それから、木造住宅耐震改修工事、こちらについても件数が9件、当初10件予定しておりましたけれども、1件の申し込みで終わりましたので、9件の分の工事費を減額させていただきたいというふうに思います。

それから、104ページ、道路改良費の工事請負費です。中名生2号線の道路改良工事です。中名生2号線については測量調査もいたしまして、どういった線形でどういった道路の幅で施工したらいいのか、また、これを国の交付金事業によれるのかどうか、そういった調査を進めていながら、下名生の28号線、一番南側の道路に近いところに、将来的には多分買収をしないと中名生2号線という道路は広がらないんですけども、あそこに近い部分については、熊野神社の前のところに道路用地として余剰地があったので、先行して工事を進めるという計画で当初のせておいたんですけども、いずれ一部分の工事ではなくて、全体がまとまった後に全体の工事の中でやったほうが効果が望まれるということで、今回減額をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○13番（水戸義裕君） わかりました。診断については、課のほうではある程度このぐらいという、30件ということだったんですけども、町全体でどのぐらいあるかというのはつかんでい

るんですか。私も診断はしてもらったんですけども、非常に混んでいて翌年ということ
で、1年を越して診断してもらったんですが、それでも少なかったというのはどういうことな
のかと思って。全体をつかんでいるのかどうかだけお聞きします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） お答えをいたします。

別の会議のときにもちょっとお話をさせていただいたことがあるんですけども、全体の数
量という細かい数字については把握ができていないところです。件数については、今、議員お
っしゃったように年度30件予定をしていて、いっぱいいっぱいになり過ぎて、翌年度でどうで
しょうかという年もここ何年か続いてきたんです。ことしも30件いけるだろうということで予
定をしたんですが、当然PRもしたし、各住戸のほうにも耐震診断いかがですかというご案内
もしているんですけども、今回は11件の申し込みしかなかったということです。この耐震診
断については、おおむね毎年30件ぐらいを目標にしながら、PRを含めて進めていきたいとい
うふうに考えています。

○議長（加藤克明君） 再々質問はよろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。17番星吉郎君。

○17番（星 吉郎君） 104ページの道路維持費の15節工事請負費の町道槻木169号線外19路線の
道路補修工事、三角マークになっているんですが、これはどういうふうな内容なのか教えてく
ださい。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 104ページの道路維持費、工事請負費です。財政課長の説明の
中でも、交付金の額の決定に伴って事業費全体の額が決まったので減額をさせていただきたい
というお話をしたと思いますが、当初20路線、169号線外19路線のうちで、20路線という路線
数で国のほうに提案をしておったんですけども、国の交付金の決定に伴って、今回9路線と
いうことで11路線、数が減っているんです。その分、今回減額をさせていただきたいとい
うことです。ただ、今回減額する工事につきましては、翌年度以降、引き続きこの169号線外19路
線という、これ交付金事業の名称なんですけれども、この交付金で対応していただくとい
うことで今調整をしているところです。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○17番（星 吉郎君） ということは、新年度からやっていくということによろしいんでしょ
うか。

○議長（加藤克明君） 都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 新年度で対応していきたいということです。ただ、この道路補修工事につきましては、道路調査をしてその傷みぐあいで路線を選定していくんです。当初路線を計画していたところよりも、新たな路線で損傷の激しいところが出てくれば、路線の順位の入れかえも可能なものですから、危険なところから対応していきたいというふうに考えています。

○議長（加藤克明君） 再々質問もありますか。

ほかに質疑ありませんか。8番高橋たい子さん。

○8番（高橋たい子君） 高橋です。102ページ、10目の農村環境改善センター費の11節需用費の中の燃料費なんですが、当初予算で25万1,000円、12万円のマイナスをしているんですが、使わないことは大変いいことなんですが、この原因というのは、魅力がなくて使う人がいないのか、結構車がとまって使用しているようには見えるんですけども、暖房機の修繕ができてなくて使えないのか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（加藤克明君） 済みません、高橋たい子さん2回目です。

○8番（高橋たい子君） はい。

○議長（加藤克明君） そういうことをごさいまして、よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） ほかに質疑がないようですので、歳出の質疑を終結いたします。

これをもって、一般会計補正予算にかかわる全ての質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） これより、議案第70号平成26年度柴田町一般会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第71号 平成26年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算

○議長（加藤克明君） 日程第9、議案第71号平成26年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正

予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第71号平成26年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正の主なものは、国庫負担金、共同事業交付金等の決定見込みに伴うものです。

歳入につきましては、国庫支出金の減額及び共同事業交付金、一般会計繰入金などの増額であります。

歳出につきましては、保険給付費の増額及び共同事業拠出金などの減額補正を計上しています。

歳入歳出それぞれ752万8,000円を減額し、補正後の予算総額を43億9,563万7,000円とするものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（宮城利郎君） それでは、詳細説明いたします。

議案書119ページをお開きください。

議案第71号平成26年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算です。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ752万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ43億9,563万7,000円とするものです。

主なものについてのみ説明をさせていただきます。

124ページをお開きください。

歳入です。

初めに、3款1項1目療養給付費等負担金5,085万円の減ですが、これは、一般の被保険者の医療費分についての国庫負担金として、療養給付費等負担金から後期高齢者支援金分まで、いずれも交付決定による補正となります。

2目高額医療費共同事業負担金159万8,000円の減ですが、これは、平成26年度高額医療費共同事業拠出金が確定したことに伴い、国からの負担金も減額となったものです。

3目特定健康診査等負担金132万9,000円の減ですが、特定健康診査等の事業確定によるものです。

次に、6款1項1目高額医療費共同事業負担金159万8,000円の減ですが、平成26年度高額医療費共同事業拠出金が確定したことに伴い、国庫負担金と同様に県の負担金も減額となったものです。

2目特定健康診査等負担金132万9,000円の減ですが、事業確定により国庫負担金と同様に減額補正となります。

次のページになります。7款1項1目共同事業交付金1,602万2,000円の増ですが、高額医療費共同事業交付金の確定によるものです。

2目保険財政共同安定化事業交付金732万3,000円の増ですが、共同安定化事業交付金確定によるものです。

次に、9款1項1目一般会計繰入金2,446万1,000円の増ですが、これは、財政安定化支援事業に係る一般会計繰入金の確定見込みによるものです。

次に、126ページになります。

歳出です。

2款1項1目一般被保険者療養給付費2,000万円の増ですが、これは、歳入の国庫補助金、それから一般会計繰入金などの収入増加分をこの科目に充当したものです。

次に、2款2項2目退職被保険者等高額療養費455万5,000円の増につきましても、歳入の国庫補助金、それから一般会計繰入金などの収入増加分をこの科目に充当したものです。

次に、127ページになります。

7款1項1目高額医療費共同事業医療費拠出金639万3,000円の減及び2目保険財政共同安定化事業拠出金1,859万1,000円の減ですが、それぞれ拠出金の確定によるものです。

次のページになります。

8款1項1目特定健康診査等事業費628万6,000円の減は、特定健康診査等の事業確定によるものです。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（加藤克明君） **これより質疑に入ります。**質疑は、歳入歳出一括といたします。質疑に当たっては、ページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、議案第71号平成26年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第72号 平成26年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算

○議長（加藤克明君） 日程第10、議案第72号平成26年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第72号平成26年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正の主なものは、歳入につきましては、下水道使用料、社会資本整備総合交付金の額確定に伴う公共下水道事業債、鷺沼排水区雨水整備事業負担金及び流域下水道事業債、一般会計繰入金などの減額補正であります。

歳出につきましては、汚水管理費の阿武隈川下流流域下水道維持管理負担金及び社会資本整備総合交付金の額確定に伴う公共下水道事業委託料、工事請負費の減額補正であります。

歳入歳出それぞれ1億5,368万4,000円を減額し、補正後の予算総額を24億4,517万9,000円とするものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（平間広道君） それでは、補足説明を申し上げます。

129ページをお願いいたします。

議案第72号平成26年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算でございます。

第1条で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億5,368万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ24億4,517万9,000円とするものでございます。

132ページをお願いいたします。

繰越明許費の補正でございます。追加をお願いするもので、2款1項の下水道事業費、事業名は浸水対策下水道事業でございます。10億2,389万円の繰り越しをお願いするわけですが、昨年の8月に開催されました議員全員協議会でご説明を申し上げましたように、当初予定の地下式からオープン式に構造変更を行うことを平成26年度に実施するために、本来は工事を予定していましたが、工事を先送りしたことにより、調整に係る工事管理等の委託、または工事請負費及び補償補填及び賠償金の繰り越しをお願いするものでございます。

現在作業を進めておりまして、先月の22日に地元説明会を開催しまして、原案を説明申し上げまして了承を得ておるところでございます。これから細部を詰めまして、改めて地元の方に説明を申し上げた上で、発注作業を進めるということで予定をしておるところでございます。平成27年度の工事着手ということで事業促進を図るものでございます。

次に、下水道の長寿命化事業の3,080万円でございます。平成26年度より、西船迫地区から工事に着手ということで予定をいたしました。長寿命化計画に基づきまして、実施設計承認を経由しまして、国からの承認が必要となりますので国のほうの申請をしたところでございますが、国の設計審査に予想以上に時間がかかりまして、承認をもらえたのが2月末ということになりまして、委託料もしくは工事請負の年度の執行が難しくなりましたので、今回繰り越しをお願いするものでございます。浸水対策及び長寿命化事業、いずれも県との協議後、承認を得ておるところでございます。

続きまして、次のページ、地方債の補正でございます。

まず、公共下水道事業費の起債でございます。未普及対策、浸水対策及び長寿命化対策事業につきましては、おのおのの事業費の確定によりますもの、また、資本費平準化債の借入額の確定により、補正前の限度額4億9,050万円から5,980万円を減額しまして、補正後の限度額を4億3,070万円と改めるものでございます。

続きまして、流域下水道事業費でございますが、これは、流域側の補助対象事業費の確定によりまして、補正前限度額1,250万円から350万円を減額いたしまして、補正後の限度額を900万円に補正を行うものでございます。

136ページをお願いいたします。

歳入でございます。年度末の補正でございます。額の確定によるものが多いところがございますので、主な内容にさせていただくことを了解をお願いします。

まず、2款1項1目使用料です。1節公共下水道使用料の現年度分2,108万7,000円の減額でございます。これは、配水量の伸びの見込みが下回ったことによるものでございます。要因と

しまして、使用件数はふえてございますが、一人世帯のアパートも多いわけでございます。さらに、トイレや自動洗濯機、シャワー等に今節水器具が浸透しております。これらのことによりまして、見込みよりも使用量が伸びなかったわけでございます。

2節の公共下水道使用料滞納繰越分につきましては、収入見込みの確定による減額となります。

3款1項1目公共下水道事業補助金の1節社会資本整備総合交付金3,542万8,000円の減額は、未普及、浸水対策、長寿命化事業のおおのの交付金の確定による減額となります。

4款1項1目の他会計繰入金の1節一般会計繰入金の2,374万5,000円につきましても、歳入歳出の総体的な減額による減額となります。

次のページの6款3項1目の雑収入です。これは、鷺沼排水区雨水整備事業負担金、大河原町からの負担金、これも先ほどの交付金同様、額の確定による減額、847万6,000円の減額となります。

7款1項の町債の補正でございます。これは、133ページの地方債補正で申し上げた理由による減額補正と同理由でございます。

次のページお願いいたします。

歳出であります。

1款1項2目の污水管理費の19節負担金補助及び交付金3,960万4,000円の減額は、阿武隈川下流域下水道維持管理負担金であります。先ほどの歳入における使用料の減額理由と同じでございます。

2款1項1目公共下水道建設費の13節委託料585万7,000円の減額は、説明に記載しておりますおおのの委託料の額の確定によるものでございます。

次のページ、15節の工事請負費1億365万8,000円の減額は、污水枝線工事及び鷺沼排水区雨水整備工事及び長寿命化工事の交付金確定による減額となります。

3款1項1目流域下水道費19節の負担金補助及び交付金の349万8,000円の減額は、133ページの地方債補正で申し上げた理由と同様の理由となります。

5款1項1目の元金につきましては補正はありませんが、財源更正の組み替えをお願いするものでございます。

以上となります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。質疑は、歳入歳出一括といたします。質疑に当たっては、ページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。14番舟山彰君。

○14番（舟山 彰君） 1点目は、138ページの雨水管理費、西船迫地区大雨対策業務委託料マイナス50万円で、私、一般質問で、議会懇談会でスピーカーのことだけ出たんですけども、ここでもう一度、西船迫地区の大雨対策、概要の説明をお願いしたいと思います。

それから、2点目は、そのページの一番下に委託料ということで、鷺沼の監理業務委託、設計業務委託料とあります。153万3,000円と255万6,000円のマイナス、この内容です。

それで、最後にお聞きしたいのは、次のページに効率的な事業実施のための計画策定業務委託料って、これ効率的なというの、どういうことなのかお聞きしたいんですけども。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。3点あります。上下水道課長。

○上下水道課長（平間広道君） まず、1点目の雨水管理費でございます。11節の需用費です、40万円の減でございますが……（「済みません、違う、西船迫、その下」の声あり）

大雨時に、上下水道課は、西船迫地区を巡回パトロールということで担当分けをしております。ご存じのとおり、太陽の村のほうの沢からの水も流れてきます。その場所場所に、団地の雨水幹線に流入するます等がございます。それらに枯葉とかごみ等が流れてきまして、堆積をして、その流入するのを阻害することがよくあります。このごみの除去を、必要に応じて業者をお願いをして撤去したりしております。ただ、去年は幸いにもこのような道路冠水するようなことがございませでしたので、今回は減額をしたわけでございます。また、直営で済む範囲で終わったということで、この減額をさせていただきます。

次の、13節の委託料でございます。まず、鷺沼排水区の雨水整備設計監理業務委託ということで、まず、これは工事発注に必要な積算、あとは変更作業を宮城県建設センターのほうにお願いをしてやっております。これらの費用の確定に伴うものでございます。

次の、排水区雨水整備設計業務委託料でございます。これが9月会議で補正をお願いしまして、先ほど説明申し上げましたように5号調整池の構造の変更に伴いまして、改めて委託をお願いするためにしたものでございまして、その額の確定による減額となります。

次の、効率的な事業実施のための計画策定ということで長い名称でございますが、簡単に言えば下水道の事業認可の変更、実は雨水整備も下水道同様、下水道法による事業認可を得て実施をするものでございます。

今回の見直しに伴いまして、現在の雨水整備の区域が清住2号公園を境にしてエリアを決めておりました。今回の地下式からオープンにすることによりまして、清住2号公園が使えなくなるということで新たに代替を求めなくてはなりません。この点も説明会では、調整池の完成と同時にその公園の整備も図っていくということで、この雨水事業の中で公園の財源を確保す

るとすれば認可区域に入れなくてなりませんので、今回の作業で大住町地区一帯を今回組み入れた内容で変更を行った作業でございます。ということで、この作業を行いました、額の確定による減額となります。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問よろしいですか。どうぞ。

○14番（舟山 彰君） 済みません、私がお聞きしたかったのは、「効率的な事業実施のため」というと、何か今までとやり方が違うものをやるとか、何かそういうようなイメージを持ってしまったので、今の課長の説明は、公園をあれとかというのはわかるんですけども、改めて何かここに「効率的な」とか出ていること、何か意味があるんですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（平間広道君） 従来は、この事業認可となりますと町の単独で策定をしたものでした。この社会資本整備総合交付金として、ここを対象とするために県のほう等もいろいろ考えていただきまして、このような名称を使うと対象になるということで、この名称を使っているわけでございます。そういう理由があるということ、ご理解をお願いいたします。

○議長（加藤克明君） よろしいですか。

○14番（舟山 彰君） はい。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。15番白内恵美子さん。

○15番（白内恵美子君） 白内です。今も舟山議員から出てはいたんですけども、132ページの繰越明許費補正の中で、先ほど地元説明会を2月22日に行ったということなので、もう少し詳しく説明していただけますか。実際にどのくらいの方が参加して、意見・要望等が出たのかどうか。そして、今後の大まかなスケジュールについて伺います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（平間広道君） 実は1月30日に開催しました。当日は大変な大雪に見舞われまして、さすがに出席していただく方が少ないということで、改めて22日の日曜日に開催しまして、約30名近い方が出席をしていただきました。

内容としましては、町の一つの案、それは当然いろいろな検討した案を含めて一つの案を出したわけです。一番経済的で単純なオープンな池ということで示しました。その説明したところによりまして、実際、深さが10メートルを超す深さなんです。10メートル以上になる深さの池になるものですから、出席者からは転落等防止、安全対策等に懸念があると。

ただ、当日持参した図面には、本来はフェンスで囲むんですが、周りをフェンスで囲んで当

然安全策をするんですが、当日はそれを記入しないで出したものですからそういう話がありました。当然フェンスを回しまして、またさらに意見があったのは、目に見えるよりも、目隠しできるような工夫がないとか、あと周りに植栽を植えて、いろいろなこともありました。そういうことで、基本的には出席者からは了解を得まして、その線でいくということで決まりました。

それで、平成27年度になりましたら改めて説明会を開催しまして内容のご説明をして、さらに地元の方の意見を吸い上げまして、反映できるものがあるかどうかを詰めてから発注にかけていきたいと。それで、あの中に早く現場がかかるように、9月か10月ころには現場にかかるような工程で予定をしております。ですので、年度明けになりましたら最終案といいますか、それが決まれば議会の議員全員協議会等の場でご報告を申し上げていきたいというような考えでおります。という予定でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） やはり地元の方の了解を得ることが大事なので、それで、いろいろな意見が出たら、できるだけ対応できるものは対応して、皆さんから、できてから、後から「こうじゃなかった」なんて言われないように、地元説明会を行う場合も、できるだけ参加しやすい日時、時間も含めて選んだりして、そして、周知に努める説明会をしますということを早目に何度も周知して、そして行ってはいかがでしょうか。

なかなか、今回30名ならまだ多いほうかもしれませんが、前に行ったときも本当に少ない人数での説明会でしたので、なかなか了承いただくというのは難しいことかと思うので、町のほうがきちんと誠意を持って対応しないと難しい問題だろうと思っているので、その日時等も含め、それから地域の役員からも声がけしていただく等、お願いしてはいかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁ですね。それでは、上下水道課長。

○上下水道課長（平間広道君） まさしくそのとおりでございまして、十分時間をかけて周知をしますし、多くの方が参加できるような時間帯、日時を選んで対応していきます。

さらに、先ほどのあれに加えますと、来なかった方には、西住公民館のほうにその説明資料を置いたりして、また、区長のほうから、「各戸に配りますから、概要版でいいから用意してくれ」ということで、それも配布することにしております。ということで、これからも丁寧に対応していきたいと思っております。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。1番平間幸弘君。

○1番（平間幸弘君） 1番平間です。中身ではないんですけども、135ページの歳出ありま

す。これどうしても合計が合わないんです。1,000円ちょっと違っているんです。足しても、何しても1,000円合わないというのが、これ1つ。86万2,000円にしかありません。

○議長（加藤克明君） 平間君、もう少し高く。

○1番（平間幸弘君） 最後の末尾3桁が86万2,000円になるんです、合計すると。補正額。

○議長（加藤克明君） ページ数と場所はどの辺。

○1番（平間幸弘君） 135ページです。歳出の合計の数字が合わない。まず、この説明をお願いします。

それと、139ページ、5款1目の元金です。この補正額、下に6億5,509万3,000円、この下に合計として8億4,087万2,000円とあるんですけれども、この数字の差というのはどこからこの合計が出てくるのか、この辺ご説明をお願いします。

○議長（加藤克明君） 上下水道課長わかりましたか。

〔「暫時休憩」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 暫時休憩します。

午後0時05分 休憩

午後0時06分 再開

○議長（加藤克明君） 再開いたします。

それでは、財政課長のほうから。

○財政課長（武山昭彦君） お答えいたします。135ページ、1,000円合わないということですが、4款に1,000円が入ってしまして、補正に関係ないものは計上しないことになっていきますので、その1,000円の誤差がそこに出てまいります。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 再質問、1番平間幸弘君。

○1番（平間幸弘君） 済みません、139ページの5款公債費の補正前の額の合計、それから計のところの合計の差は一体何なんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 財政課長。

○財政課長（武山昭彦君） 139ページ、5款公債費になります。元金6億5,509万3,000円と合計が合っていないけれども、その間に2目として利子が入ってまいりますので、その利子を足しますとその答えになります。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤克明君） よろしいですか。

○1番（平間幸弘君） はい。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、議案第72号平成26年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第73号 平成26年度柴田町介護保険特別会計補正予算

○議長（加藤克明君） 日程第11、議案第73号平成26年度柴田町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第73号平成26年度柴田町介護保険特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、介護給付費等の確定見込みに伴うものです。

歳入につきましては、国県支出金及び支払基金交付金の減額と基金繰入金の増額の補正となります。

歳出につきましては、介護給付費、地域支援事業費などの減額となります。

歳入歳出それぞれ4,057万3,000円を減額し、補正後の予算総額を24億9,279万3,000円とするものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） それでは、詳細説明をいたします。

議案書143ページをお開きください。

議案第73号平成26年度柴田町介護保険特別会計補正予算です。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,057万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ24億9,279万3,000円とするものです。

主なものについてのみ説明をさせていただきます。

147ページをお開きください。

第2表繰越明許費補正の追加です。委託料の追加1件です。これは、介護保険制度改正に伴い電算システムの改修が発生しますが、介護報酬単価改正の決定が遅延したことにより、年度内に完了しない見込みとなったことから設定するものであります。

148ページをお開きください。

第3表債務負担行為補正の変更です。委託料の変更1件です。これは、平成27年度に実施する事業であります。県営柴田槻木住宅入居者の生活援助事業を支援するためのサロンづくりや社会活動等事業充実を図るため、限度額の変更を行うものであります。

151ページをお開きください。

歳入です。1款保険料の増額176万6,000円は、特別徴収分及び滞納繰越分の納入見込みによるものです。

3款1項1目介護給付費負担金1,165万9,000円及び2項1目調整交付金389万9,000円の減額は、交付額確定によるものです。

152ページをお開きください。

5目介護保険制度改正補助金167万1,000円の増額は、法改正に伴う電算システム改修によるものです。

6目災害臨時特例補助金の増額54万8,000円は、東日本大震災の原発事故避難者の減免による補助額確定によるものです。

4款1項1目介護給付費交付金2,968万7,000円及び5款1項1目介護給付費負担金の減額1,326万1,000円は、交付額確定によるものです。

7款2項1目介護給付費準備基金繰入金1,303万2,000円の増額は、国・県支払基金交付金の減額により、給付費の財源不足が見込まれることから取り崩すもであります。

155ページをお開きください。

歳出です。1款1項1目一般管理費13節委託料の343万円の増額は、法改正に伴う電算システム改修委託によるものです。

2款保険給付費の増減は、各保険給付費の決定見込みによるものです。

158ページをお開きください。

4款1項2目一次予防事業費の減額55万円は、介護予防教室の開催回数等の確定見込みによるものです

5款基金積立金の増額2万1,000円は、介護給付費準備基金の財産運用による利子を積むものです。

補正後の介護保険準備基金残高は、9,069万481円となります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。質疑は、歳入歳出一括といたします。質疑に当たっては、ページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、議案第73号平成26年度柴田町介護保険特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第74号 平成26年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算

○議長（加藤克明君） 日程第12、議案第74号平成26年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第74号平成26年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、後期高齢者医療保険料の増によるものです。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料の増額であります。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金に同額の補正を計上しています。

歳入歳出それぞれ434万2,000円を増額し、補正後の予算総額を3億5,525万円とするもので

す。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（宮城利郎君） それでは、詳細説明をいたします。

議案書161ページをお開きください。

議案第74号平成26年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算です。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ434万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億5,525万円とするものです。

164ページをお開きください。

歳入です。

1款1項1目特別徴収保険料466万5,000円の減、2目普通徴収保険料900万7,000円の増、合計で434万2,000円の増額補正ですが、これにつきましては、それぞれ被保険者の異動に伴う現年度分保険料の増減によるものです。

次に、歳出です。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金434万2,000円の増ですが、これにつきましては、歳入の保険料の増額に伴って広域連合への納付金を増額するものです。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（加藤克明君） **これより質疑に入ります。** 質疑は、歳入歳出一括といたします。質疑に当たっては、ページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、議案第74号平成26年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第75号 平成26年度柴田町水道事業会計補正予算

○議長（加藤克明君） 日程第13、議案第75号平成26年度柴田町水道事業会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第75号平成26年度柴田町水道事業会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、人件費の減額及び新年度から継続して業務を行うための債務負担行為の追加を行うものです。

収益的収入の補正はなく、収益的支出を83万6,000円減額し、補正後の予算総額は12億8,015万2,000円となります。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（平間広道君） それでは、補足説明を申し上げます。

165ページお願いします。

議案第75号平成26年度柴田町水道事業会計補正予算でございます。

第2条でございます。第3条に定めております収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正を行うものでございます。

収入はございません。

支出でございます。第1款水道事業費用第1項営業費用、それぞれ既決予定額から83万6,000円を減額しまして、水道事業費用を12億8,015万2,000円と補正を行うものでございます。

第3条でございます。予算第10条に定めております債務負担行為につきまして、追加をお願いするものでございます。水道管の埋設用地借上料としまして、東北本線の軌道下に5カ所の配水管がございます。これらを継続的に借り上げる使用料の債務負担をお願いするものでございます。平成27年度から平成29年度の3カ年、66万6,000円の限度額でございます。

第4条でございます。これは、予算第7条に定めた経費の金額、議会の議決を得なければ流用できない経費の金額でございまして、職員の給与費、既決予定額から83万6,000円を減額し

まして、7,157万7,000円に改めるものでございます。

173ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出、補正予定額実施計画の明細書でございます。

収入はございません。

支出でございます。1項の営業費用、目の1目から原水及び浄水費、2目の配水及び給水費、4目の総係費です。いずれも節は賞与引当金の繰入額につきまして、おのおの8万3,000円をふやすもしくは減らすということで、これは、平成27年度6月分の賞与分の期末勤勉手当分を引当金として計上しているものでございますが、人事異動に伴う補正となります。

以上となります。よろしくをお願いいたします。

○議長（加藤克明君） **これより質疑に入ります。**質疑は、収入支出一括といたします。質疑に当たっては、ページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。〃

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、議案第75号平成26年度柴田町水道事業会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これで、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

あす午前9時30分から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後0時22分 散 会

上記会議の経過は、事務局長平間雅博が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成27年3月12日

議 長

署名議員 番

署名議員 番